

## 「和歌山県統合型リゾート（IR）」説明会（東消防署岡崎分署）

■日時：令和4年3月4日(金) 19:00～

■場所：東消防署岡崎分署 指揮調整室

（質問者1）

コロナの関係でね、心配なことがあるんですよ。本当は3つ質問したいけど、3つは駄目か。

（司会）

ひとまずですね、お一人1問とさせていただきます、皆様のご質問を終わらせてお時間ございましたら、また追ってご質問していただくように、お願いします。

（質問者1）

はい。心配なのは、コロナが収まってませんよね。5年先のことはわからへんけども、やっぱり、資金が集まるか心配が一つ。資金の7割が銀行だったら、借入で決まってるのは、クレディスイスというところが名乗り出ているらしいけれども、それ以外の銀行名が公表されてませんよね。他の銀行の貸付審査というのは、民間の場合は厳密に思うので、そういうのが難航しているのではないかなと思う。一番肝心の紀陽銀行なんかも出てきていないわけやろ。県の金融機関やんか。そういうところも出てきていない。それから事業者は、出資事業者は、出資事業者というのかな、これも外国の企業はいくつかあるけど、国内の事業者で、西松建設って名前だけ聞いただけ。それ以外の国内企業、どこも出てきていない。腰が引けるのではないかと心配するんです。コロナ禍の終息が見えない中で、自分がもし企業の立場だと、やっぱり躊躇する。将来性が描かれへんということ、IRそのものに対して、出資してもらえないのであれば、4月28日までに計画を立てるのは無理違うかなと、そういう心配が、おたくらの立場に立った物の言い方やけど、そういう心配が一つあります。あと二つあるけど、また時間があつたら。以上です。

（和歌山県）

ご質問ありがとうございます。仰っていただいている資金計画の関係で、今仰っていただいた融資の関係、それから出資の関係。仰っていただいた情報というのは、すべてその通りでございます、このIR整備法という法律の成り立ちがですね、今ご存知の通り、和歌山県と、それから大阪府市と長崎県と3団体が手を挙げている状態です、国の方に4月28日までに申請をしてですね、その中で、国の評価を受けて、審査を通過したところが国の認定を受けるという形になります。よく事業者の方からも聞かれるのが、やっぱりIRというのは日本で初めてなんですけれども、海外ではたくさんあるという状況の中で、参入してきている事業者っていうのはどこも海外の事業者さんが参画してきていますけれども、グローバルスタンダード的に言うとはですね、日本の法制的に厳しいんですが、認定をされたらで

すね、やっぱり確実性が上がりますので、出資や融資というのも、たくさん集まってくるといふふうに思われるんですけども、まだ認定をされていない現状の中で、集めきるといふのはなかなか難しいという今の状況ですが、今、事業者の方も努力をしております、そのクレディスイスが一定融資を集める自信があるというデータを出しているということ。それから、自らもですね、中核株主は、勿論自らお金を出しますし、少数株主は今、名前は出せてないですけども、ここが仮に集まらなければ、中核株主が自分たちで出すといふふうに言っておりますので、一定資金調達につきましてはですね、我々の方も、一定の目途が立っているといふふうに考えております。ご心配いただいておりますね、こうやって県がご説明しているの、何かもし、実現しなければですね、県の方で何か負担を負うのではないかということも、ご心配をされているのかなといふふうに思うんですけども、このIRというのはですね、民設民営事業でございます、仮に資金調達ができなくて事業ができなかったとしても、和歌山県がお金を出すことは一切ございませんので、その点、ご理解をいただきたいなといふふうに思っております。以上になります。

(質問者1)

建設には金かけへんのやな。

(和歌山県)

建設にも運営にもです。

(質問者1)

ただ、事業には金かかるやろ。下水道とかな。

(和歌山県)

そういう意味で申し上げますと、準備に必要な、周りのインフラとかですね、交通の関係とかというのは、費用がかかって参りますが、それは先ほどちょっと説明をさせていただきました納付金とか、入場料というもので新たに我々の方に財源として入って参りますので...

(質問者1)

そんな入ってくるお金を当てにしているのか。予算を立てていないのか。

(和歌山県)

まずは一旦、起債という形で、借金ですね。借金をしてやっていって、開業したら入ってきたもので、充てていくということを想定しております。

(質問者 1)

入ってこんかったら、負債になるで。

(和歌山県)

そういうことにはなりません。

(質問者 2)

ギャンブル依存症が非常に心配されてると思うんですけど。実際、シンガポールで下がってるっていうのは、具体的にどんな治療をやられているんですかね。

(和歌山県)

治療というよりもですね、まずですね、世界に今ギャンブルを認められている国というのがですね 127 か国ございまして、日本では初めてになりますけれども、一定確立を、依存症対策が確立されてきているという状況で、下がっているということなんですけれども、元々ですね、カジノの中だけで、依存症対策、事業者に任せて依存症対策をしていたということなんですけれども、それをしてしまいますとですね、あまり効果が出なくてということだったんですが、シンガポールなんかで下がり始めているのは、地域ですね、行政団体、地域と一緒にやって依存症対策ということで、包括的な取り組みをすることで下がってきているという現状があります。で、具体的に言いますと、まず、日本の法制度で言いますとですね、カジノに入るにはまず、非常に厳格な入場制限があります。入るのに 6,000 円、日本人であれば払わなければいけないとかですね、それから、ご家族とか、ご本人にもですね、自分はもう行かないということであれば、入場制限をかけなければいけないですとか、もう本当に色々な規制がかかっています。回数制限もかかっていますので、そういうカジノ自体の規制と加えてですね、依存症が発生しないようにということで、行政団体の取組がございまして。こちらの方は、まずは啓発です。ギャンブルというのはこういうものですよということをしっかりと啓発していくのと、それから予防教育というのがありまして、小中高から教育委員会と連携をして、ギャンブル依存症というのはどういうものかということをしかりと教育をしていくということ。それから、相談体制でございまして。これはもう県内はですね、8 地域、各保健所単位でですね、その相談体制というのを設けておりまして、これはもう既にできています。あと次は、依存症に仮になった場合の治療体制ですけれども、先ほどちょっとスライドでも申し上げましたが、県内 4 地域ということで、専門の医療機関を設けていくということになっておりますが、現在は 4 ヶ所で、専門医療機関というものを、もう既に設立開設させていただいておるという状況でして、今申し上げたようなですね、地域の依存症対策と IR 側の依存症対策ということを連携しながらやっていくということで、海外事例は下がっているということですので、日本の法制度は、それをしかりやりなさいということで、海外よりも厳しい厳格なルールだと思っておりますので、それに基づいてやってい

くという形になります。

(質問者3)

私もこれ、IR はどちらかと言うと、推進・反対の立場で質問させていただくんですけど、というのは、なぜ賛成かという、先日、有田市初島町にある旧東燃が操業停止ということで、この化石燃料の需要がどんどん減ってるということで、致し方ないことで、おそらく隣の、海南の下津町、旧丸善石油、今はあれコスモ石油ですか、またその隣の海南の富士興産なんかも、取り扱っている種類は違いますけれども、近い将来、同じように操業停止、閉鎖ということが、全く可能性がゼロではないということで、そんな時にこういうIRが、誘致していただいてですね、これは雇用が増えると、説明を受けたとおり経済波及効果がですね、莫大な効果があると、合わせてですね、観光客に来てもらえる、税収入も増える、自ずと県民生活、市民生活も豊かになるということなんですけれども、その中でですね、ちょっとそういうことも踏まえてですね、お尋ねしたんですけども、当初は全国、10 都市のですね、都道府県から IR 誘致の名乗りを上げたと思うんです。多分北海道から、沖縄までの10 都県。現在、積極的に推進してるのは、和歌山、大阪、長崎、沖縄もですかね。あとは、中止とか撤退とか、横浜市のように推進派の市長が選挙で落ちて、反対派の市長さんがなったということで、その理由か、それなりの理由があるわけなんですけれども、あと様々なそれ以外都道府県の都市が、中止・撤退をしているのがたくさんあるんですけど、その都市がどういうふうな理由で中止・撤退をしたかをですね、もし皆さん方でその理由を把握されているのであれば、お聞かせいただきたいと思っています。以上です。

(和歌山県)

IR 整備法という法律ができた時点ですで、IR をやろうとして言っていたところは、北海道、そして、横浜、和歌山、大阪、長崎です。沖縄は、随分前です、ないです。法律ができた時点で、可能性としてあったのはこの5つです。愛知県も、あるようなないような、はっきりとした話ではなくて、明確にやりたいと言っていたのは、この5か所ですね、北海道さんの場合です、予定していた、考えておられた地域について、色々環境影響評価ですとか、そういった開発をするためのですね準備を整えるに一定の時間がたって、国が示している期限に間に合わないということで、見送られたというふうには我々は理解しています。それから、横浜は仰ったようにですね、選挙の結果、推進派の市長ではない方になったということで、今結果的に三つの椅子に対して、3か所の地域が残っているという状況になっています。

(質問者3)

決まっていたりとか、分かれば大丈夫なんですけれども、先ほど仰っておられた小中高でギャンブル依存症の教育というのは、どんなふうな内容になったりするのかなっていうのがあれば教えていただきたいです。

(和歌山県)

ギャンブル依存症の教育につきましてはですね、今、令和2年に、和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画というのでできておまして、それに基づいて対策をもう既に始めております。その中で今やっていることというのはですね、パンフレット等を活用しまして、小学生の方にですね、ギャンブルというのはなかなかあれなので、ちょっと近いですね、スマホ依存、それから掛け金みたいなことを、ゲームで掛けたりするというのがありますので、わかりやすいようにそういうところからですね、小中校で言いますと、保健体育の授業とか使って授業をしているということをございます。先生方にもですね、きちんとその辺りは教えてもらえるようにということは、教員の方々の研修の中でもですね、していただいて、その上で、お子様方に、その内容をお伝えして、ギャンブル依存症というのはどういうものかといのを、高校に入っていくと、もう少し詳しくやるんですけども、そういう行動依存というのは何かというようなことを、教育させていただくということを教育委員会と一緒に、やらせていただいております、それはもう現在の話です。で、仮に認定をされてですね、本当にIRが来るということになれば、更に充実したですね、教育をしていかなければいけないというふうに考えております。

#### (質問者4)

カジノが来るとなるとすぐ和歌山も発展して、大分変わっていくと思うんですけど、この場所で僕いろんなカジノを海外で見たりはしたんですけど、すぐ場所的に、狭いなというふうに思うんですけども、やっぱり関空から、飛行機からリムジンで来られるのがほとんどかなと思うんですけど、それ以外の、ここへ来るまでの、運搬経路といいますか、そういうものと、あと、民設民営で運営されるということですけども、雇用の創出といいますか、海外の運営になるとしても、やっぱりその地元での仕事とか、そういう関連した、ことが増えてくると思います。先ほども、東燃ですね、廃業されたということで、場所が狭いのであれば、他のところを利用するとか、埋め立て地を増やすとか、あと、観光客が増えるとなれば、色んな関連した事業も出てくると思うんですけど、そのような発展、もしくは繋がり、今後のことというのはもう基本、民間だけで考えていくのか。また市とか、県というのは、どこまでのサポートをしていくのかというふうに、その辺の先のことというのは、どこまで考えられてるのかなというふうに思います。

#### (和歌山県)

まずですね、スライドの方でご説明をさせていただいたんですけども、このIRというのは、元々IR整備法上の考え方なんですけれども、IRというのはそのIRにだけ人を集めれば良いということではなくして、IRの中に来た方々を、先ほど申し上げた送客機能、送客施設という施設でもって、和歌山県内は勿論ですけども、全国に送客していく、その前には、日本の伝統文化なんかをしっかりと学んでいただく魅力増進施設というのをつくりなさいということで、カジノだけではなくて、いろんな公益施設ですね、MICE施設も含めて、そういう統合型の施設になっているという前提がございますので、まずはそのIRの機能として、和歌山県内に観光客を送り出していくという機能があるということをございます、

和歌山 IR も、勿論そういうことをしていくということでございます。ということと、あとそれがきちんとなっていくのかという話なんですけれども、これ実はですね、IR 整備法というのは今回、計画を出させていただきますと、10 年間の計画になります。勿論その 10 年で事業が終わるわけではないので、そのあと更新更新という手続を踏んでいかなければいけないんですけれども、国の方にはですね、今回書いてある計画の効果がきちんと発出されているか、それとか、依存症対策をすと言っていますけれども、依存症を今より増やさないよということを目標に掲げているのに、増えていけば駄目じゃないかというようなことで、国から勿論、毎年、評価をされて、改善とかそういうようなことがさせられるという形になります。そういうモニタリングの機能というものついてますし、10 年を過ぎますと 5 年 5 年で毎年計画の更新作業をしていきますので、その度にですね、今やらせていただいているような住民説明会、それからパブリックコメントで、立地市であります和歌山市の同意、それから和歌山県議会の議決というような手続を踏んで、やっとまた 5 年の方針ができるということですので、この計画に書かせていただいているような効果であったりとか、負の側面をしっかりと排除していくということをしなければ、民意でもってですね、この事業をやるべきでないというふうになれば、IR 事業者も事業を継続できなくなってしまいますので、徹底的にそういう計画に書いてある効果をしっかりと出していくということが、IR 事業者の義務といいますか、考えになって参りますので、そういう意味で、一定の実行性が保たれるというふうにお考えいただければというふうに思っております。

(和歌山県)

少し補足させていただきますけども、IR 区域面積が 23.61 ヘクタールで狭いのではないかなというご質問だったと思うんですけど、実はこの先ほど冒頭で説明しましたシンガポールのマリーナベイサンズとほぼ同じ大きさです。だからマリーナベイサンズとほぼ同じぐらいの規模の施設ができ上がるというふうに思っただけだと思います。この IR 区域というのはですね、今、決めている区域を広げようと思うと、計画の変更というのが必要となっております。ただ、現時点ではですね、この 23.61 ヘクタールが IR 区域面積ですので、区画ですので、この区画の中で、IR 事業を行っていくことになります。だから、将来的に発展をしていくということは、またその時点ですでに、事業者が判断していくことになろうかと思えます。あと雇用の関係なんですけども、今、この IR 区域、IR 施設だけで 6,200 名程度の雇用を想定しております。で、事業者の考え方としてはですね、IR で雇用することで県内の他の企業さんの雇用を奪ってしまっはいけないというのがあるので、まず優先順位的には、Uターン I ターンの人を優先して、雇用すると。その次に、和歌山県内の方を雇用する。そして、最後に国内外から雇用するという、そういう優先順位を考えて、雇用計画を立てていくということにしております。以上です。

(質問者5)

IRのことをあまりわかっていないんですけども、大阪のIRもつくろうとして、隣接する県で、大阪だったら近くにUSJとか、テーマパークの大きいのがあって、その隣の和歌山で、どう差別化するというか、どんなふうに、和歌山が見出してこうしているのか、あまりまだ、どうしても治安の面とか、今、子育てしてるにあたって、子どもたちが大きくなった時に、いいものなのかな？とかマイナスのイメージの方がどうしても強くて、大阪が出来てからちょっと様子見てつくるとかは、駄目なもんなんですかね。

(和歌山県)

ご質問ありがとうございます。色々ご心配をおかけしてるというのは、よくわかるんですけども、大阪のIRと和歌山のIRというのは、性格的に違うものができるだろうと思っております。いわゆる大阪のIRというのは、都市型、先ほどUSJがあるとかというお話があったように、都市型のIRで、和歌山にできるIRというのは、リゾート型のIRで、和歌山が持っている観光資源を生かして、ここに来た、IRに来た人たちをですね、高野山であるとか、熊野古道であるとか、和歌山のいろんな自然資源や観光資源に案内していく、そういった形にすることでですね差別化ができるというふうに考えております。冒頭にご説明しましたシンガポールの二つのIRというのは、実は車で30分ぐらいの距離しかないんですね、その近くに二つのIRがありながら、並び立っているということで、大阪と和歌山についてもですね、両方できて、共存していけるというふうに考えておるところです。これは我々がそう思い込んでいるというのではなくて、実は、和歌山県がこのIRの誘致をやるかどうかということを考えた時点でですね、幾つかの海外のIR事業者さんに、どうだろう、大阪と和歌山で成り立つと思いますかねというふうなことをお伺いしたところですね、大多数のところは、それは違う中身になりますよと。和歌山と大阪では全く違う性格のものになるので、問題はないと。むしろ相乗効果が期待できるというご意見が多かったので、私たちとしてはですね、このIRは成り立つものと考えて、誘致を進めていくということです。

あと、治安は確かに、たくさん人が来ることによってですね、巨大な施設ができて、たくさん人が来ることによって人が集まることによる治安の悪化というのが心配されるのはそうだと思うんですが、そのために治安が悪化しないような手立てというものを警察ですとかと一緒に講ずることにしておりまして、これまたシンガポールの例によるんですけどシンガポールなんかも、観光客が非常に増えたわけですけども、それによって、犯罪の発生件数が増えたというデータはありません。犯罪は増えてはない。そういったものも押さえ込んでいけるものだと思います。

(質問者6)

最後の質問に関連あると思うんですけども、開業後に、毎年度の入場料から、納入金が50億円。納付金っていうのは260億円という、景気のいい話が出てるんですが、これはいわゆる法人の営業税とは違いますよね。何の理由かなと説明して頂きたい。僕は、この地域の不安を払拭すると先ほども出てましたが、

入場料を使ってね、地域の不安を払拭するというか、結局、迷惑料ではないのかなど。いわゆる原資の交付金みたいなね、あれと同じように地域社会へ迷惑をかけるという根底があるから、こういうふうにお金を用意しているのかなど、そういう不安をもつんですよ。ちょっとそこ、一つ不安をもっています。

(和歌山県)

実はこれ、法律上の建付けなんです。法律自体がですね、この IR 法があるんですけども、その中で入場料収入の半分は自治体、半分は国。カジノによる売り上げの一定割合についても、これも同じように国と自治体に渡すというふうになっておりまして、これはそもそも公益的な観点から、公益的な観点で本来は禁止されている賭博行為を合法化すると。その合法化するのはどうしてかという、そのカジノによる収益を使ってそれを公益的なことに使うと。公益的なことに使うから、合法化すると。結局それは公営競技と一緒にですね、競馬や競輪と同じで、同じ理屈でそうになっていって、その公益に使うためのものとして入場料収入は全部公共で使うと。カジノの売り上げの一定割合も公共で使うということで、公益の方に還元できるようにしていくというのが、そもそも法律の建付けで、だからこそ、違法性が阻却されるというのが、法律の解釈です。

(質問者 6)

先ほど建設にあたっては、地元負担はないと仰いましたね。だけど、大阪の例はご存知ですよ。液状化のお金で 790 億円という大金を、お金を出す予定という、そういうことを聞いているので、そんな形で使ってもらったら困るなというのがあります。今日も説明の中でも少しありましたが、アクセス交通機関とか、道路の整備費、今のマリーナシティを拡張されたときの上下水道の整備、絶対にインフラの整備にお金がかかってくる。先程、起債でと仰いましたけど、起債というのは、これ我々も負債になりますから、50 億円とか 260 億円とかそういうお金を利用するのもわからへんけども、それは本来、法律の主旨と違いますよね。50 億円、260 億円とか皆の公益のために積極的に使うお金だと思うので、負債の方に回すのはおかしいと思う。だから、やっぱりインフラのお金というのは、県がちゃんと予算を立てて出すべきものだと思います。となると、これはやはり負担行為として県が出すことになってるんだと思います。県は負担しないと言っているけども、それが一つ。

(和歌山県)

まず大阪の土壌対策のご質問いただきました。これは大阪さんは、大阪さんの事情でやられてることですから、我々が勝手には言いがたい部分もありますが、大阪さんの場合も、まだ埋め立てて非常に若い土地であるということと、あそこの埋め立てに使っているものの問題があったと思うんですね。それは、その事業者との交渉の中で、始めにどういうふうな条件を示されていたかは、我々は知る由はありませんけども、おそらく交渉によって、ああいう土壌対策を行政側が負担しないといけなくなったんだと思います。ただ、それは大阪さんの事情だと思います。和歌山県の場合、マリーナシティはご存知のように、もうでき上が



ってからも随分時間が経っているし、現にもう既に建物が上に建っております。そういったことで、土壌の安定性というのは、大阪とは比べ物にならないものがあるかと思います。我々がこの IR の事業者公募をするときに、条件を示しております、土地、この土地にもし、液状化であるとかですね、土壌汚染が万が一発見されたとしてもそのリスクは全部事業者が負いなさいと。事業者が負うという条件で応募してきなさいというふうにやっています。だから大阪のようなことは起こらないです。

あとインフラ整備、インフラといっても、ちょっと分けて考えないといけないんですが、道路ありますね、普通、これって大きな企業誘致みたいなものなんですね。企業誘致をして、大きな企業が来たときに、交通量が増えて、道路整備が必要になったというときに、企業に負担を求めるのが普通かという、それは普通ではないです。普通は、道路整備というのは、公共がやって、事業者からお金を取るということは、通常は行われません。ただ、こういう IR の特殊性がありますので、大阪さんなんかはですね、予めこれだけお金を出してくれというようなことで公募をされたと思いますけども、和歌山県の場合、それは本来的に道路整備をするのに、事業者からお金を取るというのは、本来あるべき姿ではないので、それは、協議をしましょうと。協議をして決めていくために、協議をして決めていきましょうということに条件に、公募の際のそれも条件にして、来てもらっています。で、今、どうしてるかという、今現時点で、我々がその道路の改良で必要だと思っている部分、交差点改良なんですけども、マリーナ入口の部分と、琴の浦交差点の部分のこの部分の改良については、半分事業者に出してもらおうということで、これは協議によりそうなっている。ただ、あらゆるものが、半分出してもらおうかという、それは違って、それはその度毎に協議をしながら決めていきましょうということにしています。で、お話があった上水道や下水道は、やっぱ公営企業なので、本来その企業の採算の中で回っていくんですね。もし、この場合はですね、当然、負担するということはあるわけなんですけども、それは企業体、公営企業として見たときに、つくっても、たくさん使ってくれたら、それで、賄えれば、そのつくるときの費用を特別に求める必要はないわけです。これも別に IR だけを特別視してるのではなくて、普通の企業誘致と同じような考え方で通常の企業誘致をやった時にどうなるかというのと、全く同じ考え方で対応していくことになります。道路整備は借金というお話がありましたが、通常の道路整備をするときに、借金をするのが当たり前ですね。普通に 100 億円かかる道路整備に 100 億円現金をつぎ込むようなことはないわけですし、これはいわゆる起債をして、償還を後ろにどんどん回していく。そうしないと、ある一定の時に、巨額の費用がいることになっていきますが、それを押しなべて、平均化するために、起債という手法をとるのは、これは通常のやり方です。通常のやり方、その起債部分というのは、普通であれば、税金でもって充当されていくんですけど、この IR の場合は、納付金を使って充当していこうとしています。ただ、先ほどご指摘があったように、思ったとおりに納付金が入らなかつた時には、行政負担、県民負担が発生するのではないかというのは、そのご指摘はその通りです。ただ、我々としては、そうならないようにするために、あまり早くからですね、巨額な

インフラ整備というのは、やらないでおこうと我々は思っております。今のところ私たちが算定している限り、その巨額なインフラ整備が必要となると、これもあんまり大阪さんのことばかり言っていたら怒られますけれども、大阪さんなんかは、地下鉄を通したりとか、ものすごく巨額な投資をされますけど、そういったことは考えておりません。

(質問者6)

県との間で、基本協定を結ばれてますよね、和歌山の場合。大阪の場合、コロナ禍で集客が見込めない場合には、協定解除という規定が中に書かれている。公表されていなかったのが、この間公表されました。そういった密約っぽいものはないのかなと、これも心配事の一つです。というのは、途中で梯子を外されたら、やっぱり地元の建設業者とか周辺の事業者も泣かされますよね。だから、そういう協定解除をするという話が決められておったら、推進していこうとする人たちも大変なので、その辺ちょっと、基本協定の中身を説明していただきたいと思います。

(和歌山県)

恐らく、ちょっと大阪さんに関しても誤解がある部分があると思うんですが、まず基本協定とは何かってということなんですけど、基本協定というのは、今、我々事業者を選びました。で、事業者を選んで、実際に国に認定を受けて、国から認定を受けるまで現実に事業化することはないわけですね。国に認定をされて、始めて本格的に事業が始まると。その本格的に事業が始まるまでの間のお約束を決めてやるのが基本協定です。ですので、基本協定の期間中にトンカチが始まるということでは、ありません。我々は基本協定は既に公表していますので、ご覧いただいたらわかるんですが、大阪さんのように、事業者の解除権というのは書いておりません。そういうのはありません。ただ、大阪さんは、わざわざ解除権という形で書かれています。あれは何を言ってるかという、国の認定を受けました、国の認定を受けたということは事業ができるんだけど、その認定を受けた日を基準にして30日後を起点として、その30日経ったときに、さあ本当に事業を行うかどうかというのを、情勢を見て、やっぱりこれは駄目だなと、やめたということができるとい、そういう、規定だと思いません。我々も他所のことなので、あまり確定的なことは言えないんですけど、恐らく公表されているものを見る限りでは、そういうことなんだろうなと思います。でもこれは、ある意味当たり前前で、国の認定を受けたら事業ができるけども、絶対やってもこれは失敗するなと思っているやつを、無理矢理事業者にやらせることなんて、できないんですよ。そんなことをやっても、失敗するだけのことなんだから。我々の方も、別にわざわざ解除権とは書いていませんが、実際に国の認定を受けて、さあ、やろうかなと思ったときに事業者が、これはやっぱりとても今の状況から見たら無理だというふうに判断したら、無理矢理やらせることはできないんですよ。これは解除権とかいう問題ではなくて、無理矢理やらせることができないので、もうその時点で、事業は終わってしまうだろうなと思います。それをなぜわざわざ解除権というふうな形で、大阪さんが書かれたのかは、ちょっと大阪さんの

事情なので、私たちはわかりませんが、少なくとも私たちの基本協定には、ああいう解除権というものはないですが、事業者がどうしてもできないなと思ったときには、できなくなるのは、それはもうやむを得ないことだと思います。

(質問者6)

気になるのは、コロナ禍によるとあったから、これは和歌山においても、まだ見通せないでしょ。

(和歌山県)

そういう意味で言うのですね、私たちは基本的には、事業者には履行義務を課しています。だからやりなさいということになります。ただ、判断として、もうちょっと今着手するんじゃない、もうちょっと待って欲しいよというのは、それは理屈としてはあり得ると思うんです。それはもう交渉の世界になるとは思いますけども、我々としては、元々公募をした段階で、コロナは発生はしていたわけですね。ただ、それがいつ終わるかというのは、わかんない、今でもよくわからないというのを、それをどう評価するかで、今、事業者としては、彼らとしてはですね、2027年頃には開業できるぐらいになっているだろうという想定で計画をやっていますけども、ただ、彼らがやっぱりそれは無理だとなったときに、約束だからやり切れというのは、それはやっぱり現実問題としてできないので、あんまり意味がないなあというふうに思っております。

(質問者6)

隠されておったのが問題だと思って、隠してないですかと聞いているんです。

(和歌山県)

公表していますので、ご覧いただいたらと思います。

※参加者のご発言については、氏名など個人を特定できる表現などを除き、内容が分かりやすくなるよう一部修正したうえで、基本的には発言内容をそのまま掲載しています。

なお、一部確認できない箇所があり、正確性を欠く場合がありますのでご了承ください。